**熱中症対策に関する労働安全衛生規則改正への対応について**

令和7年6月1日

〇〇居宅介護支援事業所

2025年6月1日より施行された労働安全衛生規則の改正により、事業場における熱中症対策が法的に義務付けられました。これは、従業員が熱中症によって労働災害に見舞われることを未然に防ぐため、事業者が講じるべき具体的な措置を明確にするものです。

近年の猛暑を鑑み、当事業所では従業員の皆さんの健康と安全を最優先するため、本規則改正に基づき、以下の熱中症対策を社内ルールとして徹底いたします。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**１．熱中症予防の徹底**

熱中症は予防が最も重要です。従業員一人ひとりが以下の基本行動を徹底してください。

1. 十分な体調管理： 十分な睡眠、バランスの取れた食事を心がけ、体調に異変を感じた場合は、決して無理せず直ちに報告してください。
2. 適切な服装： 吸湿性・速乾性のある素材の着用、屋外移動時の帽子や日傘の活用を推奨します。
3. こまめな水分・塩分補給： のどが渇く前に、水、お茶、スポーツドリンク、塩分タブレットなどを積極的に摂取してください。
4. QR コード

   AI 生成コンテンツは誤りを含む可能性があります。計画的な休憩取得： 暑い中での移動や業務、作業の合間には、涼しい場所での休憩を意識的に取り入れてください。
5. 暑さ情報の確認： 気象庁の熱中症警戒アラート<https://www.wbgt.env.go.jp/alert.php>

などを活用し、日々の暑さ指数（WBGT）を確認する習慣を身につけてください。

気象庁)熱中症警戒アラート

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**２．義務化された具体的な対策と社内ルール**

労働安全衛生規則の改正により、以下の３点が事業者に義務付けられています。当事業所では、これらの義務を確実に履行するため、以下の社内ルールを定めます。

(1) 体調不良の報告体制の確立

従業員は、熱中症の初期症状（めまい、だるさ、頭痛など）を感じた場合、また同僚の体調に異変を感じた場合は、ためらうことなく直ちに以下の責任者へ報告してください。

1. 報告先：管理者 〇〇〇〇
2. 報告手段： 電話、事業所内チャットツール、口頭など、最も迅速に連絡が取れる方法を利用してください。
3. 事業所の方針： 体調不良を申し出た従業員に対しては、業務調整を含め、事業所として必要な配慮とサポートを行います。「自分が休むと迷惑がかかる」といった懸念から無理をすることのないよう、強く要請します。

(2) 熱中症発生時の対処手順の明確化

万が一、熱中症が発生した際の迅速かつ適切な対応のため、以下の手順を徹底してください。

1. 業務、作業の中止と安全確保： 症状を感じた際は、直ちに業務、作業を中断し、日陰やエアコンの効いた涼しい場所へ移動してください。
2. 身体の冷却： 首筋、脇の下、足の付け根など、太い血管が通っている場所を冷たいタオルや冷却パックで冷やしてください。
3. 水分・塩分補給： 意識がはっきりしている場合は、水、経口補水液を少しずつ摂取してください。
4. 管理者への速やかな報告： 上記の応急処置を行いながら、直ちに管理者へ状況を報告してください。
5. 緊急時の医療機関への連絡・搬送：意識がない、痙攣がある、自分で水分がとれないなど、重症が疑われる場合は、直ちに119番通報し、救急車を要請してください。緊急連絡網および事業所の所在地は、各自いつでも確認できるよう徹底してください。

(3) 上記(1)・(2)の周知徹底

本マニュアルの内容は、全従業員が確実に理解し実践できるよう、以下の方法で周知徹底を図ります。

1. 本文書の配布・掲示： 本文書は各従業員へ配布、または事務所内の見やすい場所に掲示します。
2. 定期的な確認と周知： 必要に応じて研修や説明会を実施し、内容の理解度を確認します。

\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_\_

**３．利用者等、高齢者の熱中症予防と対応手順**

訪問先などで関わる高齢者やその家族に対しての熱中症の予防と有事における適切な対応を理解しておく必要があります。その予防と対応方法を以下に記します。

(1)日頃からのリスク管理

1. 利用者の持病や身体状況の把握：心臓病、糖尿病、高血圧などの病気があると熱中症になりやすいといわれています。水分量の制限などがある場合など、利用者の熱中症リスクを把握してください。
2. 水分摂取の習慣の確認と促し：利用者がどの程度水分を日頃から取れているか確認してください。
3. 住環境の確認：エアコンや扇風機の有無、それらを必要時に使えているかなど確認してください。

(2) 熱中症発生（発見）時の対処手順

1. 体調の観察：「だるい」「めまいがする」「頭が痛い」「吐き気がする」などの体調不良の訴え、触ると異常に熱い、乾燥しているといった様子が確認できた場合には熱中症を疑って行動をしてください。
2. 安全確保： 症状を確認した際は、直ちに業務、作業を中断し、風通しの良い部屋、エアコンの効いた涼しい部屋へ移動させてください。冷たいタオルや冷却パックがあれば可能な限り身体の冷却を図ってください。
3. 水分・塩分補給： 意識がはっきりしている場合は、経口補水液やスポーツドリンクを少しずつ摂取するよう促してください。
4. 家族等への速やかな報告： 上記の応急処置を行いながら、直ちに家族、必要であれば主治医等へ状況を報告してください。
5. 緊急時の医療機関への連絡・搬送：意識がない、痙攣がある、自分で水分がとれないなど、重症が疑われる場合は、直ちに119番通報し、救急車を要請してください。
6. 記録と報告：利用者の症状、対応日時、行った処置、経過などを記録し報告してください。

以上